

快適トイレの設置に関する特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(快適トイレの仕様)

第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す仕様を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。

(1) 快適トイレに求める機能

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗機能及び簡易水栓機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

(2) 付属品として備えるもの

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- エ 鏡と手洗器
- オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

- ア 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- イ 擬音装置（機能を含む）
- ウ 着替え台
- エ 臭気対策機能の多重化
- オ 室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(快適トイレの設置)

第3条 受注者は、快適トイレを設置しようとする場合は、規格及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。

2 受注者は、設置する快適トイレが前条第1号に示す仕様を満たし、同条第2号に示す付属品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。

(設置に要する費用)

第4条 工事現場に快適トイレを設置する場合は設計変更の対象とし、通常の仮設トイレの賃料との積算上の差額を準備費に計上するものとする。

2 前項の規定により計上する費用（「第2条（1）快適トイレに求める機能ア～カ」及び

「第2条（2）付属品として備えるものア～オ」の費用）は、通常の仮設トイレの賃料を差し引いた後、1基当たり57,000円／月を上限とする。なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上、決定する。

3 運搬費等は共通仮設費の率分に含むものとする。

（実績の確認）

第5条 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督員に提示しなければならない。

2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。